

香川海区漁業調整委員会 参考資料

令和7年5月

香川海区漁業調整委員会

目 次

1	海区漁業調整委員会の権限と役割	1～3
2	海区漁業調整委員会関係法令の抜粋	3～24
	1) 地方自治法	3
	2) 漁業法	3～17
	3) 漁業法施行令	17～20
	4) 漁業法施行規則	20～21
	5) 沿岸漁業整備開発法	21
	6) 水産資源保護法	22
	7) 香川県漁業調整規則	23～24
3	香川海区漁業調整委員会事務局の設置及び組織に関する規程	25～27
4	香川海区漁業調整委員会運営規程	27～28
5	意見の聴取に関する手続規程	28～30
6	岡山・香川連合海区漁業調整委員会事務規程	31～32
7	愛媛・香川連合海区漁業調整委員会事務規程	33～34
8	広島・香川連合海区漁業調整委員会事務規程	35～36

香川海区漁業調整委員会関係法令・規程等について

海区漁業調整委員会は、水産資源の持続的な利用の確保並びに水面の総合的な利用を図ることにより、漁業生産力を発展させるという漁業法の目的を達成するために、地方自治法第 138 条の 4、第 180 条の 5 及び漁業法第 134 条の規定に基づき設置された行政委員会である。

海区漁業調整委員会は、海区における漁業に関する事項を処理し、漁業権の免許、許可等について知事に意見を述べ、入漁権の設定、変更、消滅の裁定、委員会指示など漁業調整に関する広範な権限を有している。

1 海区漁業調整委員会の権限と役割

1) 諮問機関

- (1) 都道府県資源管理方針を定めるときの答申（漁業法第 14 条第 4 項）
- (2) 知事管理漁獲可能量を定めるときの答申（漁業法第 16 条第 2 項）
- (3) 都道府県漁業調整規則の制定、改廃をするときの答申（漁業法第 57 条第 5 項、漁業法第 119 条第 8 項、水産資源保護法第 4 条第 7 項）
- (4) 許可又は起業の認可を受けようとする船舶の基準を定めるときの答申（漁業法第 58 条で準用する同法第 41 条第 2 項）
- (5) 許可又は起業の認可の制限措置の内容及び申請すべき期間を定めるときの答申（漁業法第 58 条で準用する同法第 42 条第 3 項、香川県漁業調整規則第 11 条第 3 項）
- (6) 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数が公示した船舶等の数を超える場合に許可の基準を定めるときの答申（漁業法第 58 条で準用する同法第 42 条第 5 項、香川県漁業調整規則第 11 条第 5 項、第 7 項）
- (7) 許可の有効期間を短くするときの答申（漁業法第 58 条で準用する同法第 46 条第 2 項、香川県漁業調整規則第 15 条第 2 項）
- (8) 海区漁場計画の案を作成したときの答申（漁業法第 64 条第 4 項）
- (9) 漁業の免許を受けようとする者から申請があったときの答申（漁業法第 70 条）
- (10) 団体漁業権の共有認可申請があったときの答申（漁業法第 72 条第 7 項）
- (11) 個別漁業権を目的とする抵当権の設定の申請があったときの答申（漁業法第 78 条第 3 項）
- (12) 漁業権の移転の認可をするときの答申（漁業法第 79 条第 3 項）
- (13) 相続又は法人の合併若しくは分割によつて取得した個別漁業権を取得した者の適格性についての答申（漁業法第 80 条第 2 項）
- (14) 漁業権に条件を付けるときの答申（漁業法第 86 条第 2 項）
- (15) 休業期間中の個別漁業権に対して漁業許可の申請があったときの答申（漁業法第 88 条第 2 項）
- (16) 休業により漁業権を取り消すときの答申（漁業法第 89 条第 3 項）
- (17) 漁業権者を指導し、又は勧告するときの答申（漁業法第 91 条第 3 項）
- (18) 適格性の喪失等による漁業権の取消し、又はその行使の停止を命じるときの答申（漁業法第 92 条第 3 項で準用する第 89 条第 3 項）
- (19) 漁業調整、船舶の航行、停泊又は係留、水底電線の敷設その他公益上の必要により漁業権を変更

し、取り消し、又はその行使の停止を命じるときの答申（漁業法第 93 条第 3 項で準用する第 89 条第 3 項）

- (20) 錯誤によつてした免許を取り消そうとするときの答申（漁業法第 94 条）
- (21) 沿岸漁場管理団体を指定しようとするときの答申（漁業法第 109 条第 3 項）
- (22) 沿岸漁場管理団体の沿岸漁場管理規程を定め、又は変更の認可の申請があつたときの答申（漁業法第 111 条第 4 項）
- (23) 海区漁業調整委員の任命の範囲の拡張又は限定についての答申（漁業法第 138 条第 6 項）
- (24) 土地及び土地の定着物の使用の認可についての答申（漁業法第 165 条第 2 項）
- (25) 土地及び定着者の使用権の設定について協議中の土地の形質の変更、定着物の損壊、収去の許可についての答申（漁業法第 165 条第 5 項）
- (26) 許可の変更、取消し又はその効力の停止又は漁業権の変更等の処分により利益を受ける者がある場合に、知事が補償金額の全部又は一部を受益者に負担させるときの答申（漁業法第 177 条第 14 項で準用する同条第 3 項）
- (27) 許可又は起業の認可をしない場合の答申（香川県漁業調整規則第 9 条第 2 項）
- (28) 許可等についての適格性の基準を定め、又は変更するときの答申（香川県漁業調整規則第 10 条第 2 項）
- (29) 許可又は起業の認可後に条件をつけるときの答申（香川県漁業調整規則第 13 条第 2 項）
- (30) 休業により許可を取消すときの答申（香川県漁業調整規則第 20 条第 1 項）
- (31) 適格性の喪失等による許可等の変更、取消し、効力の停止を命じるときの答申（香川県漁業調整規則第 22 条第 1 項、第 2 項）
- (32) 漁業調整等の必要による許可等の変更、取消し、効力の停止を命じるときの答申（香川県漁業調整規則第 23 条第 1 項）

2) 建議機関

- (1) 漁業の免許をすべきでない旨の意見を述べる時（漁業法第 71 条第 5 項）
- (2) 免許後、漁業権に条件を付ける時（漁業法第 86 条第 4 項で準用する第 89 条第 4 項）
- (3) 休業による漁業権を取り消すべき旨の意見を述べる時（漁業法第 89 条第 4 項）
- (4) 委員会指示に従うべきことを命ずべき旨を申請するとき（漁業法第 120 条第 8 項）

3) 決定機関

① 裁定

- (1) 入漁権の設定、変更、消滅についての当事者間の話し合いがつかず委員会に裁定の申請があつたとき（漁業法第 100 条）
- (2) 土地又は土地の定着物についての使用権設定について、協議が調わず又は協議をすることができなかった場合の使用権設定の裁定、買収の裁定、移転料の裁定の申請があつたとき（漁業法第 166 条）
- (3) 土地及び土地の定着物の貸付契約の変更又は解除についての裁定の申請があつたとき（漁業法第 167 条）

② 指示

- (1) 第一種共同漁業について、漁業協同組合と組合員でない漁業者との間の共同漁業権の行使についての指示（漁業法第 72 条第 8 項）

(2) 関係者に対し、水産動植物の採捕に関する制限又は禁止、漁業者の数に関する制限、漁場の使用に関する制限その他必要な指示（漁業法第 120 条第 1 項）

4) その他

- (1) 漁業権の資源管理の状況等の報告を受けること（漁業法第 90 条第 2 項）
- (2) 沿岸漁場管理団体の活動の報告を受けること（漁業法第 112 条第 3 項）
- (3) 所掌事項を処理するために必要な場合、報告の徴収、調査、測量、検査等をさせることができる（漁業法第 157 条第 1 項及び第 2 項）

2 海区漁業調整委員会関係法令の抜粋

1) 地方自治法 （昭和二十二年法律第六十七号）

（委員会、委員）

第百三十八条の四 普通地方公共団体にその執行機関として普通地方公共団体の長の外、法律の定めるところにより、委員会又は委員を置く。

第百八十条の五

② 前項に掲げるもののほか、執行機関として法律の定めるところにより都道府県に置かなければならない委員会は、次のとおりである。

- 一 公安委員会
- 二 地方労働委員会
- 三 収用委員会
- 四 海区漁業調整委員会
- 五 内水面漁場管理委員会

⑤ 普通地方公共団体の委員会の委員又は委員は、法律に特別の定があるものを除く外、非常勤とする。

第二百二条の二

⑤ 収用委員会は別に法律の定めるところにより土地の収用に関する裁決その他の事務を行い、海区漁業調整委員会又は内水面漁場管理委員会は別に法律の定めるところにより漁業調整のため必要な指示その他の事務を行い、固定資産評価審査委員会は別に法律の定めるところにより固定資産課税台帳に登録された価格に関する不服の審査決定その他の事務を行う。

2) 漁業法 （昭和二十四年法律第二百六十七号）

（目的）

第一条 この法律は、漁業が国民に対して水産物を供給する使命を有し、かつ、漁業者の秩序ある生産活動がその使命の実現に不可欠であることに鑑み、水産資源の保存及び管理のための措置並びに漁業の許可及び免許に関する制度その他の漁業生産に関する基本的制度を定めることにより、水産資源の持続的な利用を確保するとともに、水面の総合的な利用を図り、もつて漁業生産力を発展させることを目的とする。

（都道府県資源管理方針）

第十四条 都道府県知事は、資源管理基本方針に即して、当該都道府県において資源管理を行うための方針（以下この章及び第二百五条第一項第一号において「都道府県資源管理方針」という。）

を定めるものとする。ただし、特定水産資源の採捕が行われていない都道府県の知事については、この限りでない。

2 都道府県資源管理方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 資源管理に関する基本的な事項

二 特定水産資源ごとの知事管理区分（都道府県知事が設定する管理区分をいう。以下この章において同じ。）

三 特定水産資源ごとの漁獲可能量（当該都道府県に配分される部分に限る。）の知事管理区分への配分の基準

四 知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法

五 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

六 その他資源管理に関する重要事項

3 前項第三号の配分の基準は、水域の特性、漁獲の実績その他の事項を勘案して定めるものとする。

4 都道府県知事は、都道府県資源管理方針を定めようとするときは、関係海区漁業調整委員会の意見を聴かなければならない。

（知事管理漁獲可能量の設定）

第十六条 都道府県知事は、都道府県資源管理方針に即して、都道府県別漁獲可能量について、知事管理区分に配分する数量（以下この節及び第二百五条第一項第四号において「知事管理漁獲可能量」という。）を定めるものとする。

2 都道府県知事は、知事管理漁獲可能量を定めようとするときは、関係海区漁業調整委員会の意見を聴かなければならない。

（許可又は起業の認可についての適格性）

第四十一条 許可又は起業の認可について適格性を有する者は、次の各号のいずれにも該当しない者とする。

一 許可を受けようとする船舶が農林水産大臣の定める基準を満たさないこと。

2 農林水産大臣は、前項第五号の基準を定め、又は変更しようとするときは、水産政策審議会の意見を聴かなければならない。

（新規の許可又は起業の認可）

第四十二条 農林水産大臣は、許可（第三十九条第一項及び第四十五条の規定によるものを除く。以下この条において同じ。）又は起業の認可（第四十五条の規定によるものを除く。以下この条において同じ。）をしようとするときは、当該大臣許可漁業を営む者の数、当該大臣許可漁業に係る船舶の数及びその操業の実態その他の事情を勘案して、許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数、操業区域、漁業時期、漁具の種類その他の農林水産省令で定める事項に関する制限措置を定め、当該制限措置の内容及び許可又は起業の認可を申請すべき期間を公示しなければならない。

3 農林水産大臣は、第一項の規定により公示する制限措置の内容及び申請すべき期間を定めようとするときは、水産政策審議会の意見を聴かなければならない。ただし、前項ただし書の農林水産省令で定める緊急を要する特別の事情があるときは、この限りでない。

5 前項の規定により許可又は起業の認可をすべき船舶の数が第一項の規定により公示した船舶の数を超える場合においては、前項の規定にかかわらず、申請者の生産性を勘案して許可又は起業の認

可をする者を定めるものとする。

(許可の有効期間)

第四十六条 許可の有効期間は、漁業の種類ごとに五年を超えない範囲内において農林水産省令で定める期間とする。ただし、前条（第一号を除く。）の規定によつて許可をした場合は、従前の許可の残存期間とする。

2 農林水産大臣は、漁業調整のため必要な限度において、水産政策審議会の意見を聴いて、前項の期間より短い期間を定めることができる。

(都道府県知事による漁業の許可)

第五十七条 大臣許可漁業以外の漁業であつて農林水産省令又は規則で定めるものを営もうとする者は、都道府県知事の許可を受けなければならない。

5 都道府県知事は、第一項の規則を制定し、又は改廃しようとするときは、関係海区漁業調整委員会の意見を聴かなければならない。

(知事許可漁業の許可への準用)

第五十八条 第三十七条から第四十条まで、第四十一条第一項（第六号を除く。）及び第二項、第四十二条（第二項ただし書及び第三項ただし書を除く。）、第四十三条、第四十四条、第四十五条（第二号及び第三号に係る部分に限る。）、第四十六条、第四十七条、第四十九条から第五十二条まで、第五十四条並びに第五十六条の規定は、前条第一項の農林水産省令又は規則で定める漁業（以下「知事許可漁業」という。）の許可について準用する。この場合において、これらの規定中「農林水産大臣」とあるのは「都道府県知事」と、第三十七条中「同項」とあるのは「第五十七条第一項」と、第三十八条中「船舶」とあるのは「船舶等」と、「建造」とあるのは「建造又は製造」と、第四十一条第一項第五号中「船舶」とあるのは「船舶等」と、同条第二項中「水産政策審議会」とあるのは「関係海区漁業調整委員会」と、第四十二条第一項中「船舶の数」とあるのは「船舶等の数」と、「農林水産省令」とあるのは「規則」と、同条第二項本文中「三月を下ることができない」とあるのは「漁業の種類ごとに規則で定める期間とする」と、同条第三項本文中「水産政策審議会」とあるのは「関係海区漁業調整委員会」と、同条第五項中「船舶」とあるのは「船舶等」と、「申請者の生産性を勘案して」とあるのは「当該知事許可漁業の状況を勘案して、関係海区漁業調整委員会の意見を聴いた上で、許可の基準を定め、これに従つて」と、第四十三条中「船舶の数」とあるのは「船舶等の数」と、「船舶の規模」とあるのは「船舶等の規模」と、第四十六条第一項中「農林水産省令」とあるのは「規則」と、同条第二項中「水産政策審議会」とあるのは「関係海区漁業調整委員会」と、第四十七条及び第五十一条第一項中「農林水産省令」とあるのは「規則」と、第五十二条第一項中「農林水産省令」とあるのは「規則」と、「その他の農林水産省令」とあるのは「その他の農林水産省令又は規則」と、同条第二項中「農林水産省令」とあるのは「農林水産省令又は規則」と、第五十四条第二項中「次の各号のいずれかに該当することとなつた」とあるのは「漁業に関する法令の規定に違反した」と、第五十六条中「農林水産省令」とあるのは「規則」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(海区漁場計画の作成の手続)

第六十四条 都道府県知事は、海区漁場計画の案を作成しようとするときは、農林水産省令で定めるところにより、当該海区において漁業を営む者、漁業を営もうとする者その他の利害関係人の意見を聴かなければならない。

- 2 都道府県知事は、前項の規定により聴いた意見について検討を加え、その結果を公表しなければならない。
- 3 都道府県知事は、前項の検討の結果を踏まえて海区漁場計画の案を作成しなければならない。
- 4 都道府県知事は、海区漁場計画の案を作成したときは、海区漁業調整委員会の意見を聴かなければならない。
- 5 海区漁業調整委員会は、前項の意見を述べようとするときは、あらかじめ、期日及び場所を公示して公聴会を開き、農林水産省令で定めるところにより、当該海区において漁業を営む者、漁業を営もうとする者その他の利害関係人の意見を聴かなければならない。

(漁業の免許)

第六十九条 漁業権の内容たる漁業の免許を受けようとする者は、農林水産省令で定めるところにより、都道府県知事に申請しなければならない。

(海区漁業調整委員会への諮問)

第七十条 前条第一項の申請があつたときは、都道府県知事は、海区漁業調整委員会の意見を聴かなければならない。

(免許をしない場合)

第七十一条 次の各号のいずれかに該当する場合は、都道府県知事は、漁業の免許をしてはならない。

- 一 申請者が次条に規定する適格性を有する者でないとき。
 - 二 海区漁場計画又は内水面漁場計画の内容と異なる申請があつたとき。
 - 三 その申請に係る漁業と同種の漁業を内容とする漁業権の不当な集中に至るおそれがあるとき。
 - 四 免許を受けようとする漁場の敷地が他人の所有に属する場合又は水面が他人の占有に係る場合において、その所有者又は占有者の同意がないとき。
- 5 海区漁業調整委員会は、都道府県知事に対し、当該申請が第一項各号のいずれかに該当する旨の意見を述べようとするときは、あらかじめ、当該申請者に同項各号のいずれかに該当する理由を文書をもつて通知し、公開による意見の聴取を行わなければならない。

(免許についての適格性)

第七十二条

- 6 第二項（第四項において準用する場合を含む。）の規定により適格性を有する漁業協同組合又は漁業協同組合連合会が団体漁業権の内容たる漁業の免許を受けた場合には、その免許の際に当該団体漁業権の関係地区内に住所を有し当該漁業を営む者であつた者を組合員とする漁業協同組合又はその漁業協同組合を会員とする漁業協同組合連合会は、都道府県知事の認可を受けて、当該免許を受けた漁業協同組合又は漁業協同組合連合会に対し当該団体漁業権を共有すべきことを請求することができる。この場合には、第七十九条第一項の規定は、適用しない。
- 7 前項の認可の申請があつたときは、都道府県知事は、海区漁業調整委員会の意見を聴かなければならない。
- 8 漁業協同組合又は漁業協同組合連合会が第一種共同漁業又は第五種共同漁業を内容とする共同漁業権を取得した場合においては、海区漁業調整委員会は、当該漁業協同組合又は漁業協同組合連合会と関係地区内に住所を有する漁業者（個人に限る。）又は漁業従事者であつてその組合員（漁業協同組合連合会の場合には、その会員たる漁業協同組合の組合員）でないものとの関係において当該共同漁業権の行使を適切にするため、第二百十条第一項の規定に従い、必要な指示をするものと

する。

(抵当権の設定)

第七十八条 個別漁業権について抵当権を設定した場合において、その漁場に定着した工作物は、民法第三百七十条の規定の準用に関しては、漁業権に付加してこれと一体を成す物とみなす。個別漁業権が先取特権の目的である場合も、同様とする。

- 2 個別漁業権を目的とする抵当権の設定は、都道府県知事の認可を受けなければ、その効力を生じない。
- 3 前項の規定により認可をしようとするときは、都道府県知事は、海区漁業調整委員会の意見を聴かなければならない。

(漁業権の移転の制限)

第七十九条 漁業権は、相続又は法人の合併若しくは分割による場合を除き、移転の目的とすることができない。ただし、個別漁業権については、滞納処分による場合、先取特権者若しくは抵当権者がその権利を実行する場合又は次条第二項の通知を受けた者が譲渡する場合において、都道府県知事の認可を受けたときは、この限りでない。

- 3 第一項の規定により認可をしようとするときは、都道府県知事は、海区漁業調整委員会の意見を聴かなければならない。

(相続又は法人の合併若しくは分割によつて取得した個別漁業権)

第八十条 相続又は法人の合併若しくは分割によつて個別漁業権を取得した者は、取得の日から二月以内にその旨を都道府県知事に届け出なければならない。

- 2 都道府県知事は、海区漁業調整委員会の意見を聴き、前項の者が第七十二条第一項に規定する適格性を有する者でないと認めるときは、一定期間内に譲渡しなければその漁業権を取り消すべき旨をその者に通知しなければならない。

(漁業権の条件)

第八十六条 都道府県知事は、漁業調整その他公益上必要があると認めるときは、漁業権に条件を付けることができる。

- 2 前項の条件を付けようとするときは、都道府県知事は、海区漁業調整委員会の意見を聴かなければならない。
- 3 農林水産大臣は、都道府県の区域を超えた広域的な見地から、漁業調整のため特に必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、第一項の規定により漁業権に条件を付けるべきことを指示することができる。
- 4 免許後に第一項の条件を付けようとする場合における第二項の海区漁業調整委員会の意見については、第八十九条第四項から第七項までの規定を準用する。この場合において、同条第四項中「前項の場合において、漁業権を取り消すべき旨」とあるのは、「第八十六条第一項の規定により漁業権に条件を付けるべき旨」と読み替えるものとする。

(休業中の漁業許可)

第八十八条 前条の休業中においては、第七十二条第一項に規定する適格性を有する者は、第六十八条の規定にかかわらず、都道府県知事の許可を受けて当該休業中の個別漁業権の内容たる漁業を営むことができる。

- 2 前項の許可の申請があつたときは、都道府県知事は、海区漁業調整委員会の意見を聴かなければ

ならない。

(休業による漁業権の取消し)

第八十九条 都道府県知事は、漁業権者がその有する漁業権の内容たる漁業の免許の日又は移転に係る認可の日から一年間又は引き続き二年間休業したときは、当該漁業権を取り消すことができる。

3 第一項の規定により漁業権を取り消そうとするときは、都道府県知事は、海区漁業調整委員会の意見を聴かなければならない。

4 海区漁業調整委員会は、前項の場合において、漁業権を取り消すべき旨の意見を述べようとするときは、あらかじめ、当該漁業権者にその理由を文書をもつて通知し、公開による意見の聴取を行わなければならない。

7 前三項に定めるもののほか、海区漁業調整委員会が行う第四項の意見の聴取に関し必要な事項は、政令で定める。

(資源管理の状況等の報告)

第九十条 漁業権者は、農林水産省令で定めるところにより、その有する漁業権の内容たる漁業における資源管理の状況、漁場の活用の状況その他の農林水産省令で定める事項を都道府県知事に報告しなければならない。ただし、第二十六条第一項又は第三十条第一項の規定により都道府県知事に報告した事項については、この限りでない。

2 都道府県知事は、農林水産省令で定めるところにより、海区漁業調整委員会に対し、前項の規定により報告を受けた事項について必要な報告をするものとする。

(指導及び勧告)

第九十一条 都道府県知事は、漁業権者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該漁業権者に対して、漁場の適切かつ有効な活用を図るために必要な措置を講ずべきことを指導するものとする。

一 漁場を適切に利用しないことにより、他の漁業者が営む漁業の生産活動に支障を及ぼし、又は海洋環境の悪化を引き起こしているとき。

二 合理的な理由がないにもかかわらず漁場の一部を利用していないとき。

2 都道府県知事は、前項の規定により指導した者が、その指導に従っていないと認めるときは、その者に対して、当該指導に係る措置を講ずべきことを勧告するものとする。

3 前二項の規定により指導し、又は勧告しようとするときは、都道府県知事は、海区漁業調整委員会の意見を聴かなければならない。

(適格性の喪失等による漁業権の取消し等)

第九十二条 漁業の免許を受けた後に漁業権者が第七十二条第一項又は第二項（同条第四項において準用する場合を含む。）に規定する適格性を有する者でなくなつたときは、都道府県知事は、その漁業権を取り消さなければならない。

2 都道府県知事は、漁業権者が次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、その漁業権を取り消し、又はその行使の停止を命ずることができる。

一 漁業に関する法令の規定に違反したとき。

二 前条第二項の規定による勧告に従わないとき。

3 前二項の場合には、第八十九条第三項から第七項までの規定を準用する。

(公益上の必要による漁業権の取消し等)

第九十三条 漁業調整、船舶の航行、停泊又は係留、水底電線の敷設その他公益上必要があると認めるときは、都道府県知事は、漁業権を変更し、取り消し、又はその行使の停止を命ずることができる。

2 都道府県知事は、前項の規定により漁業権を変更するときは、併せて、海区漁場計画又は内水面漁場計画を変更しなければならない。

3 第一項の場合には、第八十九条第三項から第七項までの規定を準用する。

(錯誤によつてした免許の取消し)

第九十四条 錯誤により免許をした場合においてこれを取り消そうとするときは、都道府県知事は、海区漁業調整委員会の意見を聴かなければならない。

(裁定による入漁権の設定、変更及び消滅)

第百条 入漁権の設定を求めた場合において漁業権者が不当にその設定を拒み、又は入漁権の内容が適正でないと認めてその変更若しくは消滅を求めた場合において相手方が不当にその変更若しくは消滅を拒んだときは、入漁権の設定、変更又は消滅を拒まれた者は、海区漁業調整委員会に対して、入漁権の設定、変更又は消滅に関する裁定を申請することができる。

2 前項の規定による裁定の申請があつたときは、海区漁業調整委員会は、相手方にその旨を通知し、かつ、農林水産省令の定めるところにより、これを公示しなければならない。

3 第一項の規定による裁定の申請の相手方は、前項の公示の日から二週間以内に海区漁業調整委員会に意見書を提出することができる。

4 海区漁業調整委員会は、前項の期間を経過した後に審議を開始しなければならない。

5 裁定は、その申請の範囲を超えることができない。

6 裁定においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 入漁権の設定に関する裁定の申請の場合にあつては、設定するかどうか、設定する場合はその内容及び設定の時期

二 入漁権の変更に関する裁定の申請の場合にあつては、変更するかどうか、変更する場合はその内容及び変更の時期

三 入漁権の消滅に関する裁定の申請の場合にあつては、消滅させるかどうか、消滅させる場合は消滅の時期

7 海区漁業調整委員会は、裁定をしたときは、遅滞なく、その旨を裁定の申請の相手方に通知し、かつ、農林水産省令の定めるところにより、これを公示しなければならない。

(沿岸漁場管理団体の指定)

第百九条 都道府県知事は、海区漁場計画に基づき、当該海区漁場計画で設定した保全沿岸漁場ごとに、漁業協同組合若しくは漁業協同組合連合会又は一般社団法人若しくは一般財団法人であつて、次に掲げる基準に適合すると認められるものを、その申請により、沿岸漁場管理団体として指定することができる。

一 次条に規定する適格性を有する者であること。

二 役員又は職員の構成が、保全活動の実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。

三 保全活動以外の業務を行つている場合には、その業務を行うことによつて保全活動の適正かつ確実な実施に支障を及ぼすおそれがないこと。

3 都道府県知事は、第一項の規定により沿岸漁場管理団体を指定しようとするときは、海区漁業調

整委員会の意見を聴かなければならない。

(沿岸漁場管理規程)

第百十一条 沿岸漁場管理団体は、沿岸漁場管理規程を定め、都道府県知事の認可を受けなければならない。

2 沿岸漁場管理規程には、次に掲げる事項を規定するものとする。

- 一 水産動植物の生育環境の保全又は改善の目標
- 二 保全活動を実施する区域及び期間
- 三 保全活動の内容
- 四 保全活動の実施に関し遵守すべき事項
- 五 保全活動に従事する者（第八号において「活動従事者」という。）のうち保全沿岸漁場において漁業を営む者及びその他の者の役割分担その他保全活動の円滑な実施の確保に関する事項
- 六 保全活動により保全沿岸漁場において漁業を営む者その他の者が受けると見込まれる利益の内容及び程度
- 七 前号の利益を受けることが見込まれる者の範囲
- 八 保全活動に要する費用の見込みに関する事項（当該費用の一部の負担について前号の者（活動従事者を除く。以下この節において「受益者」という。）に協力を求めようとするときは、その額及び算定の根拠並びに用途を含む。）
- 九 前各号に掲げるもののほか、保全活動に関する事項であつて農林水産省令で定めるもの

3 沿岸漁場管理団体は、沿岸漁場管理規程を変更しようとするときは、都道府県知事の認可を受けなければならない。

4 第一項又は前項の認可の申請があつたときは、都道府県知事は、海区漁業調整委員会の意見を聴かなければならない。

(沿岸漁場管理団体の活動)

第百十二条 沿岸漁場管理団体は、沿岸漁場管理規程に基づいて保全活動を行うものとする。

2 沿岸漁場管理団体は、農林水産省令で定めるところにより、保全活動の実施状況、収支状況その他の農林水産省令で定める事項を都道府県知事に報告しなければならない。

3 都道府県知事は、保全活動の実施状況、収支状況その他の農林水産省令で定める事項を海区漁業調整委員会に報告するとともに、公表するものとする。

(漁業調整に関する命令)

第百十九条 農林水産大臣又は都道府県知事は、漁業調整のため、特定の種類の水産動植物であつて農林水産省令若しくは規則で定めるものの採捕を目的として営む漁業若しくは特定の漁業の方法であつて農林水産省令若しくは規則で定めるものにより営む漁業（水産動植物の採捕に係るものに限る。）を禁止し、又はこれらの漁業について、農林水産省令若しくは規則で定めるところにより、農林水産大臣若しくは都道府県知事の許可を受けなければならないこととすることができる。

2 農林水産大臣又は都道府県知事は、漁業調整のため、次に掲げる事項に関して必要な農林水産省令又は規則を定めることができる。

- 一 水産動植物の採捕又は処理に関する制限又は禁止（前項の規定により漁業を営むことを禁止すること及び農林水産大臣又は都道府県知事の許可を受けなければならないこととすることを除く。）

- 二 水産動植物若しくはその製品の販売又は所持に関する制限又は禁止
- 三 漁具又は漁船に関する制限又は禁止
- 四 漁業者の数又は資格に関する制限

8 都道府県知事は、第一項及び第二項の規則を制定し、又は改廃しようとするときは、関係海区漁業調整委員会の意見を聴かなければならない。

(海区漁業調整委員会又は連合海区漁業調整委員会の指示)

第二百十条 海区漁業調整委員会又は連合海区漁業調整委員会は、水産動植物の繁殖保護を図り、漁業権（第六十条第一項に規定する漁業権をいう。以下同じ。）又は入漁権（同条第七項に規定する入漁権をいう。次条第一項において同じ。）の行使を適切にし、漁場の使用に関する紛争の防止又は解決を図り、その他漁業調整のために必要があると認めるときは、関係者に対し、水産動植物の採捕に関する制限又は禁止、漁業者の数に関する制限、漁場の使用に関する制限その他必要な指示をすることができる。

- 2 前項の規定による海区漁業調整委員会の指示が同項の規定による連合海区漁業調整委員会の指示に抵触するときは、当該海区漁業調整委員会の指示は、抵触する範囲においてその効力を有しない。
- 3 都道府県知事は、海区漁業調整委員会又は連合海区漁業調整委員会に対し、第一項の指示について必要な指示をすることができる。この場合には、都道府県知事は、あらかじめ、農林水産大臣に当該指示の内容を通知するものとする。
- 4 第一項の場合において、都道府県知事は、その指示が妥当でないと認めるときは、その全部又は一部を取り消すことができる。
- 5 第一項の規定による指示については、第八十六条第三項の規定を準用する。この場合において、同項中「都道府県知事」とあるのは、「海区漁業調整委員会又は連合海区漁業調整委員会」と読み替えるものとする。
- 6 前項において準用する第八十六条第三項の規定による指示に従ってされた第一項の指示については、第四項の規定は適用しない。
- 7 農林水産大臣は、第五項において準用する第八十六条第三項の規定により指示をしようとするときは、あらかじめ、関係都道府県知事に当該指示の内容を通知しなければならない。ただし、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十条の六第一項の規定による通知をした場合は、この限りでない。
- 8 第一項の指示を受けた者がこれに従わないときは、海区漁業調整委員会又は連合海区漁業調整委員会は、都道府県知事に対して、その者に当該指示に従うべきことを命ずべき旨を申請することができる。

(広域漁業調整委員会の指示)

第二百十一条 広域漁業調整委員会は、都道府県の区域を超えた広域的な見地から、水産動植物の繁殖保護を図り、漁業権又は入漁権（第八十三条の規定により農林水産大臣が自ら都道府県知事の権限を行う漁場に係る漁業権又は入漁権に限る。）の行使を適切にし、漁場（同条の規定により農林水産大臣が自ら都道府県知事の権限を行うものに限る。）の使用に関する紛争の防止又は解決を図り、その他漁業調整のために必要があると認めるときは、関係者に対し、水産動植物の採捕に関する制限又は禁止、漁業者の数に関する制限、漁場の使用に関する制限その他必要な指示をすることができる。

- 2 前条第一項の規定による海区漁業調整委員会又は連合海区漁業調整委員会の指示が前項の規定による広域漁業調整委員会の指示に抵触するときは、当該海区漁業調整委員会又は連合海区漁業調整委員会の指示は、抵触する範囲においてその効力を有しない。
- 3 農林水産大臣は、広域漁業調整委員会に対し、第一項の指示について必要な指示をすることができる。
- 4 第一項の規定による指示については、前条第四項及び第八項から第十一項までの規定を準用する。この場合において、同条第四項、第八項、第九項及び第十一項中「都道府県知事」とあるのは「農林水産大臣」と、同条第八項中「海区漁業調整委員会又は連合海区漁業調整委員会」とあるのは「広域漁業調整委員会」と読み替えるものとする。

(漁業調整委員会)

第百三十四条 漁業調整委員会は、海区漁業調整委員会、連合海区漁業調整委員会及び広域漁業調整委員会とする。

- 2 海区漁業調整委員会は都道府県知事の監督に、連合海区漁業調整委員会は其の設置された海区を管轄する都道府県知事の監督に、広域漁業調整委員会は農林水産大臣の監督に属する。

(所掌事項)

第百三十五条 漁業調整委員会は、其の設置された海区又は海域の区域内における漁業に関する事項を処理する。

(海区漁業調整委員会の設置)

第百三十六条 海区漁業調整委員会は、海面につき農林水産大臣が定める海区に置く。

- 2 農林水産大臣は、前項の規定により海区を定めたときは、これを公示する。

(海区漁業調整委員会の構成)

第百三十七条 海区漁業調整委員会は、委員をもつて組織する。

- 2 海区漁業調整委員会に会長を置く。会長は、委員が互選する。ただし、委員が会長を互選することができないときは、都道府県知事が委員の中からこれを選任する。
- 3 海区漁業調整委員会は、其の所掌事務を行うにつき会長を不適当と認めるときは、其の決議によりこれを解任することができる。
- 4 都道府県知事は、専門の事項を調査審議させるために必要があると認めるときは、委員会に専門委員を置くことができる。
- 5 専門委員は、学識経験がある者の中から、都道府県知事が選任する。
- 6 委員会には、書記又は補助員を置くことができる。

(委員の任命)

第百三十八条 委員は、漁業に関する識見を有し、海区漁業調整委員会の所掌に属する事項に関し其の職務を適切に行うことができる者のうちから、都道府県知事が、議会の同意を得て、任命する。

- 5 都道府県知事は、第一項の規定による委員の任命に当たっては、海区漁業調整委員会が設置される海区に沿う市町村（海に沿わない市町村であつて、当該海区において漁業を営み、又はこれに従事する者が相当数その区域内に住所又は事業場を有していることその他の特別の事由によつて農林水産大臣が指定したものを含む。）の区域内に住所又は事業場を有する漁業者又は漁業従事者（一年に九十日以上、漁船を使用する漁業を営み、又は漁業者のために漁船を使用して行う水産動植物の採捕若しくは養殖に従事する者に限る。）が委員の過半数を占めるようにしなければならない。

この場合において、都道府県知事は、漁業者又は漁業従事者が営み、又は従事する漁業の種類、操業区域その他の農林水産省令で定める事項に著しい偏りが生じないように配慮しなければならない。

- 6 都道府県知事は、当該海区の特殊な事情により、当該海区漁業調整委員会の意見を聴いて、前項の漁業者又は漁業従事者の範囲を拡張し、又は限定することができる。

(兼職の禁止)

第百四十条 委員は、都道府県の議会の議員と兼ねることができない。

(委員の辞任)

第百四十一条 委員は、正当な事由があるときは、都道府県知事及び海区漁業調整委員会の同意を得て辞任することができる。

(委員の任期)

第百四十三条 委員の任期は、四年とする。

- 2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、その任期が満了しても、後任の委員が就任するまでの間は、なおその職務を行う。

(委員会の会議)

第百四十五条 海区漁業調整委員会は、定員の過半数に当たる委員が出席しなければ、会議を開くことができない。

- 2 議事は、出席委員の過半数で決する。可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 3 海区漁業調整委員会の会議は、公開する。
- 4 会長は、農林水産省令で定めるところにより、議事録を作成し、これをインターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。

第百四十六条 委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事件については、議事に参与することができない。ただし、海区漁業調整委員会の承認があつたときは、会議に出席し、発言することができる。

(連合海区漁業調整委員会の設置)

第百四十七条 都道府県知事は、必要があると認めるときは、特定の目的のために、二以上の海区の区域を合した海区に連合海区漁業調整委員会を置くことができる。

- 2 農林水産大臣は、必要があると認めるときは、都道府県知事に対して、連合海区漁業調整委員会を設置すべきことを勧告することができる。この場合には、都道府県知事は、当該勧告を尊重しなければならない。
- 3 都道府県知事が第一項の規定により連合海区漁業調整委員会を置こうとする場合において、その海区の一部が他の都道府県知事の管轄に属するときは、当該都道府県知事と協議しなければならない。
- 4 海区漁業調整委員会は、必要があると認めるときは、特定の目的のために、他の海区漁業調整委員会と協議して、その区域と当該他海区漁業調整委員会の区域とを合した海区に連合海区漁業調整委員会を置くことができる。
- 5 前項の協議が調わないときは、海区漁業調整委員会は、これを監督する都道府県知事に対して、これに代わるべき定めをすべきことを申請することができる。この場合において、各海区漁業調整委員会を監督する都道府県知事が異なるときは、その協議によつて定める。

- 6 第三項又は前項の協議が調わないときは、都道府県知事は、農林水産大臣に対して、これに代わるべき定めをすべきことを申請することができる。
- 7 前二項の規定により都道府県知事又は農林水産大臣が定めをしたときは、その定めるところにより協議が調ったものとみなす。

（連合海区漁業調整委員会の構成）

第百四十八条 連合海区漁業調整委員会は、委員をもつて組織する。

- 2 委員は、その海区の区域内に設置された各海区漁業調整委員会の委員の中からその定めるところにより選出された各同数の委員をもつて充てる。ただし、海区漁業調整委員会の数が次項の規定による委員の定数を超える場合にあつては、各海区漁業調整委員会の委員の中から一人を選出し、その者が互選した者をもつて充てる。
- 3 委員の定数は、前条第一項に規定する場合にあつては、同条第三項に規定する場合を除き、都道府県知事が、同項に規定する場合にあつては各都道府県知事が協議して、同条第四項に規定する場合にあつては各海区漁業調整委員会が協議して定める。
- 4 前条第一項の規定により連合海区漁業調整委員会を設置した都道府県知事又は同条第四項の規定により連合海区漁業調整委員会を設置した海区漁業調整委員会を監督する都道府県知事は、必要があると認めるときは、第二項の規定により選出される委員のほか、学識経験がある者の中から、その三分の二以下の人数を限り、委員を選任することができる。
- 5 前項の委員の選任については、前条第三項に規定する場合及び同条第五項後段に規定する場合にあつては、当該都道府県知事と協議しなければならない。
- 6 第三項の海区漁業調整委員会の協議が調わないときは、前条第五項の規定を準用する。

（広域漁業調整委員会の設置）

第百五十二条 太平洋に太平洋広域漁業調整委員会を、日本海・九州西海域に日本海・九州西広域漁業調整委員会を、瀬戸内海に瀬戸内海広域漁業調整委員会を置く。

- 2 前項の規定において「太平洋」、「日本海・九州西海域」又は「瀬戸内海」とは、我が国の排他的経済水域、領海及び内水（内水面を除く。）のうち、それぞれ、太平洋の海域、日本海及び九州の西側の海域又は瀬戸内海の海域（これらに隣接する海域を含む。）で政令で定めるものをいう。

（広域漁業調整委員会の構成）

第百五十三条 広域漁業調整委員会は、委員をもつて組織する。

- 4 瀬戸内海広域漁業調整委員会の委員は、次に掲げる者をもつて充てる。
 - 一 瀬戸内海の区域内に設置された海区漁業調整委員会の委員が府県ごとに互選した者各一人
 - 二 学識経験がある者の中から農林水産大臣が選任した者三人

（報告徴収等）

第百五十七条 漁業調整委員会又は水産政策審議会は、この法律の規定によりその権限に属させられた事項を処理するために必要があると認めるときは、漁業者、漁業従事者その他関係者に対しその出頭を求め、若しくは必要な報告を徴し、又は委員若しくは委員会若しくは審議会の事務に従事する者をして漁場、船舶、事業場若しくは事務所について所要の調査をさせることができる。

- 2 漁業調整委員会又は水産政策審議会は、この法律の規定によりその権限に属させられた事項を処理するために必要があると認めるときは、その委員又は委員会若しくは審議会の事務に従事する者をして他人の土地に立ち入つて、測量し、検査し、又は測量若しくは検査の障害になる物を移転し、

若しくは除去させることができる。

(土地及び土地の定着物の使用)

第百六十五条 漁業者、漁業協同組合又は漁業協同組合連合会は、土地又は土地の定着物が海草乾場、船揚場、漁舎その他漁業上の施設として利用することが必要かつ適当であつて他のものをもつて代えることが著しく困難であるときは、都道府県知事の認可を受けて、当該土地又は当該定着物の所有者その他これに関して権利を有する者に対し、これを使用する権利（次条において「使用権」という。）の設定に関する協議を求めることができる。

- 2 前項の認可の申請があつたときは、都道府県知事は、同項の土地又は土地の定着物の所有者その他これに関して権利を有する者、同項の認可を受けようとする者及び海区漁業調整委員会の意見を聴かなければならない。
- 3 都道府県知事は、第一項の認可をしたときは、その旨を土地又は土地の定着物の所有者その他これに関して権利を有する者に通知しなければならない。
- 4 前項の通知を受けた後は、土地又は土地の定着物の所有者その他これに関して権利を有する者は、第一項の協議が調うまでは、使用の目的たる漁業に支障を及ぼすおそれがない場合を除き、都道府県知事の許可を受けなければ、当該土地の形質を変更し、又は当該定着物を損壊し、若しくは収去することができない。ただし、その協議が調わない場合において、次条第一項ただし書の期間内に同項の裁定の申請がないときは、この限りでない。
- 5 前項の許可の申請があつたときは、都道府県知事は、海区漁業調整委員会の意見を聴かなければならない。

(使用権設定の裁定)

第百六十六条 前条第一項の場合において、協議が調わず、又は協議をすることができないときは、同項の認可を受けた者は、使用権の設定に関する海区漁業調整委員会の裁定を申請することができる。ただし、同項の認可を受けた日から二月を経過したときは、この限りでない。

- 2 前項の規定による裁定の申請があつたときは、海区漁業調整委員会は、当該申請に係る土地又は土地の定着物の所有者その他これに関して権利を有する者にその旨を通知し、かつ、これを公示しなければならない。
- 3 第一項の規定による裁定の申請に係る土地又は土地の定着物の所有者その他これに関して権利を有する者は、前項の公示の日から二週間以内に海区漁業調整委員会に意見書を差し出すことができる。
- 4 裁定の申請に係る土地又は土地の定着物の所有者は、前項の意見書において、海区漁業調整委員会に対し、当該土地若しくは当該定着物の使用が三年以上にわたり、又は当該土地若しくは当該定着物の形質の変更を来すような使用権の設定をすべき旨の裁定をしようとする場合には、これに代えて、当該土地又は当該定着物を買い取るべき旨の裁定をすべきことを申請することができる。
- 5 裁定の申請に係る土地の上に定着物を有する者は、第三項の意見書において、海区漁業調整委員会に対し、使用権を設定すべき旨の裁定をしようとする場合には当該工作物の移転料に関する裁定をすべきことを申請することができる。ただし、当該工作物が前条第三項の通知があつた後に設置されたものであるときは、この限りでない。
- 6 海区漁業調整委員会は、第三項の期間を経過した後に審議を開始しなければならない。
- 7 裁定は、その申請の範囲を超えることができない。

8 海区漁業調整委員会は、土地若しくは土地の定着物の使用が三年以上にわたり、又は土地若しくは土地の定着物の形質の変更を来すような使用権の設定をすべき旨の裁定をしようとする場合において第四項の申請があつたときは、これに代えて、当該土地又は当該定着物を買取るべき旨の裁定をしなければならない。

9 海区漁業調整委員会は、使用権を設定すべき旨の裁定をしようとする場合において第五項の申請があつたときは、当該工作物の移転料に関する裁定をしなければならない。

10 使用権を設定すべき旨の裁定又は買取るべき旨の裁定においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 使用権を設定すべき土地若しくは土地の定着物並びに設定すべき使用権の内容及び存続期間又は買取るべき土地若しくは土地の定着物

二 対価並びにその支払の方法及び時期

三 土地又は土地の定着物の引渡し の時期

四 使用開始の時期

五 第五項の申請があつた場合においては移転料並びにその支払方法及び時期

11 海区漁業調整委員会は、裁定をしたときは、遅滞なく、その旨を当該土地又は当該定着物の所有者その他これに関して権利を有する者に通知し、かつ、これを公示しなければならない。

(土地及び土地の定着物の貸付契約に関する裁定)

第六百六十七条 漁業者、漁業協同組合又は漁業協同組合連合会が第六百六十五条第一項の土地又は土地の定着物を漁業に使用するため貸付けを受けている場合において経済事情の変動その他事情の変更によりその契約の内容が適正でなくなつたと認めるときは、当事者は、海区漁業調整委員会に対して、当該貸付契約の内容の変更又は解除に関する裁定を申請することができる。

(損失の補償)

第六百七十七条 国は、次の各号に掲げる場合には、それぞれ当該各号に規定する処分又は行為によつて生じた損失をそれぞれ当該各号に定める者に補償しなければならない。

一 農林水産大臣が第五十五条第一項の規定により第三十六条第一項の許可又は第三十八条の起業の認可を変更し、取り消し、又はその効力の停止を命じた場合 これらの処分を受けた者

二 広域漁業調整委員会又は水産政策審議会が第五百七十七条第二項の規定によりその委員又は委員会若しくは審議会の事務に従事する者をして他人の土地に立ち入つて、測量し、検査し、又は測量若しくは検査の障害になる物を移転し、若しくは除去させた場合 当該土地の所有者又は占有者

三 農林水産大臣が前条第二項の規定により当該職員をして他人の土地に立ち入つて、測量し、検査し、又は測量若しくは検査の障害になる物を移転し、若しくは除去させた場合 当該土地の所有者又は占有者

3 第一項の規定により補償すべき金額は、農林水産大臣が決定する。この場合において、農林水産大臣は、同項第二号に規定する行為に係る補償にあつては、当該行為をさせた広域漁業調整委員会又は水産政策審議会の意見を聴かなければならない。

6 第一項第一号に規定する処分によつて利益を受ける者があるときは、国は、その者に対し、同項の規定により補償すべき金額の全部又は一部を負担させることができる。

7 前項の場合には、第三項前段、第四項及び第五項の規定を準用する。この場合において、第四項

中「増額」とあるのは、「減額」と読み替えるものとする。

13 都道府県は、次の各号に掲げる場合には、それぞれ当該各号に規定する処分又は行為によつて生じた損失をそれぞれ当該各号に定める者に補償しなければならない。

一 都道府県知事が第八十八条第四項（同条第五項において準用する場合を含む。）において準用する第九十三条第一項の規定により第八十八条第一項（同条第五項において準用する場合を含む。）の許可を変更し、取り消し、又はその効力の停止を命じた場合 これらの処分を受けた者

二 都道府県知事が第九十三条第一項の規定により漁業権を変更し、取り消し、又はその行使の停止を命じた場合 これらの処分を受けた者

三 海区漁業調整委員会若しくは連合海区漁業調整委員会又は内水面漁場管理委員会が第一百五十七条第二項（第一百七十三条において準用する場合を含む。）の規定によりその委員又は委員会の事務に従事する者をして他人の土地に立ち入つて、測量し、検査し、又は測量若しくは検査の障害になる物を移転し、若しくは除去させた場合 当該土地の所有者又は占有者

14 第二項から第八項まで、第十一項及び第十二項の規定は、前項の規定により都道府県が損失を補償しなければならない場合について準用する。この場合において、第二項中「前項」とあり、及び第三項中「第一項」とあるのは「第十三項」と、同項中「農林水産大臣」とあるのは「都道府県知事」と、「同項第二号」とあるのは「同項第一号及び第二号に規定する処分に係る補償にあつては海区漁業調整委員会の意見を、同項第三号」と、「広域漁業調整委員会又は水産政策審議会の意見を」とあるのは「海区漁業調整委員会若しくは連合海区漁業調整委員会又は内水面漁場管理委員会の意見を、それぞれ」と、第五項中「国」とあるのは「都道府県」と、第六項中「第一項第一号」とあるのは「第十三項第一号又は第二号」と、「国」とあるのは「都道府県」と、第七項中「第五項」とあるのは「第五項並びに第八十九条第三項から第七項まで」と、第八項中「国税滞納処分」とあるのは「地方税の滞納処分」と、第十一項中「第一項第二号又は第三号」とあるのは「第十三項第二号の漁業権（第九十三条第一項の規定により取り消されたものに限る。）又は第十三項第三号若しくは第四号」と、「国」とあるのは「都道府県」と、同項及び第十二項中「有する者」とあるのは「有する者（漁業権にあつては、登録先取特権者等に限る。）」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（審査請求の制限）

第百八十条 漁業調整委員会又は内水面漁場管理委員会の処分又はその不作為については、審査請求をすることができない。

（抗告訴訟の取扱い）

第百八十一条 漁業調整委員会（広域漁業調整委員会を除く。）又は内水面漁場管理委員会は、その処分（行政事件訴訟法（昭和三十七年法律第百三十九号）第三条第二項に規定する処分をいう。）又は裁決（同条第三項に規定する裁決をいう。）に係る同法第十一条第一項（同法第三十八条第一項において準用する場合を含む。）の規定による都道府県を被告とする訴訟について、当該都道府県を代表する。

3）漁業法施行令（昭和二十五年政令第三十号）

（海区漁業調整委員会等が行う意見の聴取）

第九条 行政手続法（平成五年法律第八十八号）第三章第二節（第十五条第一項第四号、第十八条第

一項、第十九条、第二十条第六項及び第二十五条から第二十八条までを除く。)の規定は、海区漁業調整委員会又は内水面漁場管理委員会が行う法第八十九条第四項（法第八十六条第四項（法第八十八条第四項（同条第五項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）において準用する場合を含む。）、第八十八条第四項、第九十二条第三項（法第八十八条第四項において準用する場合を含む。）、第九十三条第三項（法第八十八条第四項において準用する場合を含む。）、第一百六条第四項及び第一百六十九条第三項並びに法第一百七十七条第十四項において読み替えて準用する同条第七項において準用する場合を含む。）の意見の聴取について準用する。この場合において、行政手続法第十五条第一項及び第三項並びに第十六条第四項中「行政庁」とあり、同法第十七条第一項中「第十九条の規定により聴聞を主宰する者（以下「主宰者」という。）」とあり、並びに同法第二十条第一項から第五項まで、第二十一条、第二十二条第一項、第二十三条並びに第二十四条第一項及び第三項中「主宰者」とあるのは「海区漁業調整委員会又は内水面漁場管理委員会」と、同法第十八条第二項中「前項」とあるのは「漁業法第八十九条第六項（漁業法施行令第九条第二項において準用する場合を含む。以下同じ。）」と、「当事者等」とあるのは「当事者及び当該不利益処分がされた場合に自己の利益を害されることとなる参加人（以下「当事者等」という。）」と、同法第十八条第三項及び第二十四条第三項中「行政庁」とあるのは「都道府県知事」と、同法第十八条第三項中「前二項」とあるのは「漁業法第八十九条第六項及び前項」と、同法第二十条第一項、第二項及び第四項中「行政庁」とあるのは「都道府県」と読み替えるものとする。

2 法第八十九条第六項の規定は、前項において準用する行政手続法第十七条第二項に規定する参加人であつて、法第八十六条第一項、第八十九条第一項、第九十二条第一項若しくは第二項若しくは第九十三条第一項の規定（これらの規定を法第八十八条第四項において準用する場合を含む。）、法第一百六条第二項若しくは第三項若しくは第一百六十九条第二項の規定又は法第一百七十七条第十四項において準用する同条第六項の規定による処分がされた場合に自己の利益を害されることとなるものについて準用する。

3 前二項に定めるもののほか、海区漁業調整委員会又は内水面漁場管理委員会が行う第一項に規定する意見の聴取に関し必要な事項は、それぞれ海区漁業調整委員会又は内水面漁場管理委員会が定める。

（海区漁業調整委員会の所在地）

第十二条 海区漁業調整委員会の事務所の所在地は、都道府県知事が定める。

（会長の職務）

第十三条 漁業調整委員会及び内水面漁場管理委員会の会長は、それぞれ、会務を総理し、会を代表する。

2 漁業調整委員会及び内水面漁場管理委員会について、会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、あらかじめ委員が互選した者がその職務を代理する。

（海区漁業調整委員会の会議）

第十四条 海区漁業調整委員会の会議は、会長が招集する。ただし、会長及びその職務を代理する者がともに互選されていないか若しくは欠けたとき又は会長及びその職務を代理する者にともに事故があるときの会議は、都道府県知事が招集する。

2 会長（会長及びその職務を代理する者がともに欠け又は会長及びその職務を代理する者にともに事故があるときは、都道府県知事）は、在任委員の三分の一以上の者から書面で会議の目的たるべ

き事項を示して海区漁業調整委員会の会議を招集すべき旨の要求があつたときは、会議を招集しなければならない。

- 3 海区漁業調整委員会の会議に関し必要な事項は、法令に別段の定めがある場合を除き、海区漁業調整委員会の会議で定める。

(連合海区漁業調整委員会、広域漁業調整委員会及び内水面漁場管理委員会の会議)

第十五条 前条の規定は、連合海区漁業調整委員会、広域漁業調整委員会及び内水面漁場管理委員会の会議について準用する。この場合において、同条第一項ただし書及び第二項中「都道府県知事」とあるのは、「都道府県知事（広域漁業調整委員会にあつては、農林水産大臣）」と読み替えるものとする。

(農林水産大臣が自ら行うことができる都道府県知事の権限等)

第二十条 法第百八十三条第一項の規定により農林水産大臣が自ら行うことができる都道府県知事の権限は、法第六十二条第一項（同条第二項第一号に掲げる事項に係る部分に限る。）、第六十四条第一項から第四項まで及び第六項（これらの規定を同条第八項及び法第六十七条第二項において準用する場合を含む。）、第六十七条第一項、第六十九条第一項、第七十条（法第七十六条第三項において準用する場合を含む。）、第七十二条第六項及び第七項、第七十六条第一項、第七十八条第二項及び第三項、第七十九条第一項ただし書及び第三項、第八十条、第八十六条第一項及び第二項（これらの規定を法第八十八条第四項（同条第五項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）において準用する場合を含む。）、第八十七条（法第八十八条第四項において準用する場合を含む。）、第八十八条第一項及び第二項（これらの規定を同条第五項において準用する場合を含む。）並びに第八十九条第一項（法第八十八条第四項において準用する場合を含む。）及び第三項（法第八十八条第四項並びに第九十二条第三項及び第九十三条第三項（これらの規定を法第八十八条第四項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定、法第九十条、第九十一条、第九十二条第一項及び第二項、第九十三条第一項及び第二項並びに第九十四条の規定（これらの規定を法第八十八条第四項において準用する場合を含む。）並びに法第百六条第七項（同条第九項において準用する場合を含む。）の規定による権限とする。

- 2 農林水産大臣は、法第百八十三条第一項の規定により漁場を管轄する都道府県知事を指定し、又は自ら都道府県知事の権限を行おうとするときは、あらかじめ、関係都道府県及び関係海区漁業調整委員会又は関係内水面漁場管理委員会の意見を聴かなければならない。
- 3 農林水産大臣は、法第百八十三条第一項の規定により漁場を管轄する都道府県知事を指定し、又は自ら都道府県知事の権限を行つたときは、遅滞なく、その旨を関係都道府県及び関係海区漁業調整委員会又は関係内水面漁場管理委員会に通知しなければならない。

第二十一条 法第百八十三条第二項の政令で定める要件は、当該漁場が二以上の都道府県知事の管轄に属する漁場又は管轄が明確でない漁場と一体的に管理することが適当なものであることとする。

- 2 法第百八十三条第二項の規定により農林水産大臣が自ら行うことができる都道府県知事の権限は、前条第一項に規定する権限とする。
- 3 都道府県知事は、法第百八十三条第二項の規定による同意をしようとするときは、あらかじめ、関係海区漁業調整委員会又は関係内水面漁場管理委員会の意見を聴かなければならない。
- 4 農林水産大臣は、法第百八十三条第二項の規定により自ら都道府県知事の権限を行つたときは、遅滞なく、その旨を当該都道府県及び関係海区漁業調整委員会又は関係内水面漁場管理委員会に通

知しなければならない。

4) 漁業法施行規則 (令和二年農林水産省令第四十七号)

(海区漁業調整委員会による意見の聴取)

第二十三条 法第六十四条第五項(法第六十七条第二項において準用する場合を含む。)の公聴会に出席して意見を述べようとする者は、当該事案に関して利害関係を有する理由及び述べようとする意見の概要を海区漁業調整委員会に申し出なければならない。

2 海区漁業調整委員会の会長は、前項の規定による申出をした者が多数あることにより、公聴会の期日において、これらの者の全てに意見を述べさせることができないと認めるときは、意見を述べることができる者の数を制限することができる。この場合において、海区漁業調整委員会の会長は、多様な趣旨の意見を聴取することを旨として、公聴会において意見を述べることができる者を定めるものとする。

3 海区漁業調整委員会の会長は、前項の規定による制限によって公聴会において意見を述べることができないこととなる者に対して、その旨を通知しなければならない。

(海区漁場計画等を作成したときの公表事項)

第二十四条 法第六十四条第六項(法第六十七条第二項において準用する場合を含む。)の農林水産省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 法第六十四条第四項の規定により聴いた海区漁業調整委員会の意見の概要及び当該意見の処理の結果

(資源管理の状況等の報告)

第二十八条 法第九十条第一項の規定による報告は、当該都道府県知事が定める方法により、一年に一回以上、当該都道府県知事の定める日までに行うものとする。

2 法第九十条第一項の農林水産省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 漁業権の種類及び免許番号
- 二 報告の対象となる期間
- 三 資源管理に関する取組の実施状況
- 四 操業日数、漁獲量その他の漁場の活用の状況
- 五 団体漁業権にあっては、組合員行使権者の数及び組合員行使権の行使の状況
- 六 その他必要な事項

3 法第九十条第二項の規定による海区漁業調整委員会への報告は、前項の報告に係る事項に関する意見を付して、一年に一回以上行うものとする。

(使用権の設定等に関する手続)

第五十五条 法第六十六条第一項の規定による裁定を申請しようとする者は、法第六十五条第一項の協議が調わず、又は協議をすることができない事由を記載した申請書に、第五十二条各号に掲げる事項を記載した書面及び当該土地に関する図面を添付し、当該土地又は土地の定着物の所在する市町村に沿う海区に設置された海区漁業調整委員会に提出しなければならない。

第五十六条 法第六十七条第一項の規定による裁定を申請しようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を当該土地又は土地の定着物の所在する市町村に沿う海区に設置された海区漁業調整委員会に提出しなければならない。

- 一 当該土地又は土地の定着物につき所有権その他の権利を有する者の氏名又は名称及び住所
- 二 当該土地の所在、地番、地目及び面積又は土地の定着物の所在、種類及び数量
- 三 変更又は解除の事由
- 四 変更の内容及び時期又は解除の時期及び条件
- 五 その他参考となるべき事項

5) 沿岸漁場整備開発法 (昭和四十九年法律第四十九号)

(基本計画)

第七条の二 都道府県は、その区域に属する水面（漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十条第五項第五号に規定する内水面を除く。以下同じ。）における沿岸漁場の生産力の増進に資するため、海区漁業調整委員会の意見を聴いて、政令で定めるところにより、水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する基本計画（以下「基本計画」という。）を定めることができる。

(特定水産動物育成事業の認可等)

第八条 漁業協同組合等は、特定水産動物育成事業を実施しようとするときは、都道府県知事の認可を受けなければならない。

(特定水産動物育成事業に係る意見の聴取)

第十条 都道府県知事は、第八条第一項の認可の申請があつたときは、海区漁業調整委員会の意見を聴かなければならない。

(勧告)

第十四条 都道府県知事は、特定水産動物育成事業の実施が適切さを欠くに至つたと認めるときは、あらかじめ海区漁業調整委員会の意見を聴いて、当該認可組合等に対し、育成水面の区域又は育成水面利用規則の変更その他必要な措置を採るべきことを勧告することができる。

(指定法人の業務)

第十六条 指定法人は、次に掲げる業務を適正かつ確実に実施しなければならない。

- 一 第七条の二第四項第一号に規定する水産動物の種類に属する水産動物の生産された種苗の放流を行うこと。
- 二 前号の放流に係る水産動物の増殖による漁業生産の増大に係る経済効果を実証すること。
- 三 水産動物を採捕する者に対し前号の水産動物の育成を助長するためにその採捕に関し必要な協力を要請すること。
- 四 特定水産動物育成事業の実施を促進するため漁業協同組合等に対し第二号に掲げる業務による成果を普及すること。

(業務実施計画の認可等)

第十七条 指定法人は、その定めるところに従い前条の業務を実施するための計画（以下「業務実施計画」という。）を作成し、都道府県知事の認可を受けなければならない。

(業務実施計画に係る意見の聴取)

第十八条 都道府県知事は、前条第一項の認可の申請があつたときは、海区漁業調整委員会の意見を聴かなければならない。

6) 水産資源保護法 (昭和二十六年法律第三百十三号)

(水産動植物に有害な物の遺棄の制限等に関する命令)

第四条 農林水産大臣又は都道府県知事は、水産資源の保護培養のために必要があると認めるときは、次に掲げる事項に関して、農林水産省令又は規則を定めることができる。

- 一 水産動植物に有害な物の遺棄又は漏せつその他水産動植物に有害な水質の汚濁に関する制限又は禁止
- 二 水産動植物の保護培養に必要な物の採取又は除去に関する制限又は禁止
- 三 水産動植物の移植に関する制限又は禁止

7 都道府県知事は、第一項の規則を制定し、又は改廃しようとするときは、関係海区漁業調整委員会（内水面漁場管理委員会を置く都道府県の管轄に属する内水面（漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十条第五項第五号に規定する内水面をいう。以下同じ。）に係るものにあつては、内水面漁場管理委員会）の意見を聴かなければならない。

(保護水面の定義)

第十七条 この法律において「保護水面」とは、水産動物が産卵し、稚魚が生育し、又は水産動植物の種苗が発生するのに適している水面であつて、その保護培養のために必要な措置を講ずべき水面として都道府県知事又は農林水産大臣が指定する区域をいう。

(保護水面の指定)

第十八条 都道府県知事は、水産動植物の保護培養のため必要があると認めるときは、水産政策審議会の意見を聴いて農林水産大臣が定める基準に従つて、保護水面を指定することができる。

3 都道府県知事は、第一項の規定により保護水面の指定をしようとするときは、指定をしようとする保護水面が漁業法第六十条第五項第二号に規定する海面に属する場合にあつては、当該保護水面につき定められた海区に設置した海区漁業調整委員会の意見を、指定をしようとする保護水面が内水面に属する場合にあつては、内水面漁場管理委員会（同法第一百七十一条第一項ただし書の規定により内水面漁場管理委員会を置かない都道府県にあつては、同条第四項ただし書の規定により当該都道府県の知事が指定する海区漁業調整委員会）の意見を聴かなければならない。

(保護水面の管理計画)

第二十一条 都道府県知事又は農林水産大臣は、第十八条第一項又は第四項の規定により保護水面の指定をするときは、当該保護水面の管理計画を定めなければならない。

- 2 前項の保護水面の管理計画においては、少なくとも次に掲げる事項を定めなければならない。
 - 一 増殖すべき水産動植物の種類並びにその増殖の方法及び増殖施設の概要
 - 二 採捕を制限し、又は禁止する水産動植物の種類及びその制限又は禁止の内容
 - 三 制限し、又は禁止する漁具又は漁船及びその制限又は禁止の内容
- 3 都道府県知事は、その管理する保護水面の管理計画を定め、又は変更しようとするときは、前項各号に掲げる事項について、あらかじめ、農林水産大臣に協議し、その同意を得なければならない。
- 4 第十八条第三項、第五項及び第六項の規定は、第一項の保護水面の管理計画を定め、又は変更しようとする場合に準用する。

7) 香川県漁業調整規則 (令和2年11月27日規則第61号)

(許可又は起業の認可をしない場合)

第9条 次の各号のいずれかに該当する場合は、知事は、許可又は起業の認可をしてはならない。

- (1) 申請者が次条第1項に規定する適格性を有する者でない場合
 - (2) その申請に係る漁業と同種の漁業の許可の不当な集中に至るおそれがある場合
- 2 知事は、前項の規定により許可又は起業の認可をしないときは、海区漁業調整委員会の意見を聴いた上で、当該申請者にその理由を文書をもって通知し、公開による意見の聴取を行わなければならない。

(許可又は起業の認可についての適格性)

第10条 許可又は起業の認可について適格性を有する者は、次の各号のいずれにも該当しない者とする。

- (1) 漁業又は労働に関する法令を遵守せず、かつ、引き続き遵守することが見込まれない者であること。
 - (2) 暴力団員等であること。
 - (3) 法人であって、その役員又は漁業法施行令(昭和25年政令第30号)で定める使用人のうちに前2号のいずれかに該当する者があるものであること。
 - (4) 暴力団員等がその事業活動を支配する者であること。
 - (5) 許可を受けようとする船舶等が知事の定める基準を満たさないこと。
- 2 知事は、前項第5号の基準を定め、又は変更しようとするときは、海区漁業調整委員会の意見を聴かなければならない。

(新規の許可又は起業の認可)

第11条 知事は、許可(第7条第1項及び第14条第1項の規定によるものを除く。以下この条において同じ。)又は起業の認可(第14条第1項の規定によるものを除く。以下この条において同じ。)をしようとするときは、当該知事許可漁業を営む者の数、当該知事許可漁業に係る船舶等の数及びその操業の実態その他の事情を勘案して、次に掲げる事項に関する制限措置を定め、当該制限措置の内容及び許可又は起業の認可を申請すべき期間を公示しなければならない。

- (1) 漁業種類(知事許可漁業を水産動植物の種類、漁具の種類その他の漁業の方法により区分したものをいう。以下同じ。)
 - (2) 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数又は漁業者の数
 - (3) 推進機関の馬力数
 - (4) 操業区域
 - (5) 漁業時期
 - (6) 漁業を営む者の資格
- 3 知事は、第1項の規定により公示する制限措置の内容及び申請すべき期間を定めようとするときは、海区漁業調整委員会の意見を聴かなければならない。
- 4 第1項の申請すべき期間内に許可又は起業の認可を申請した者に対しては、知事は、第9条第1項各号のいずれかに該当する場合を除き、許可又は起業の認可をしなければならない。
- 5 前項の規定により許可又は起業の認可をすべき船舶等の数が第1項の規定により公示した船舶等の数を超える場合においては、前項の規定にかかわらず、当該知事許可漁業の状況を勘案して、海

区漁業調整委員会の意見を聴いた上で、許可の基準を定め、これに従って許可又は起業の認可をする者を定めるものとする。

- 7 第4項の規定により許可又は起業の認可をすべき漁業者の数が第1項の規定により公示した漁業者の数を超える場合においては、第4項の規定にかかわらず、当該知事許可漁業の状況を勘案して、海区漁業調整委員会の意見を聴いた上で、許可の基準を定め、これに従って許可又は起業の認可をする者を定めるものとする。

(許可等の条件)

第13条 知事は、漁業調整その他公益上必要があると認めるときは、許可又は起業の認可をするに当たり、許可又は起業の認可に条件を付けることができる。

- 2 知事は、漁業調整その他公益上必要があると認めるときは、許可又は起業の認可後、海区漁業調整委員会の意見を聴いて、当該許可又は起業の認可に条件を付けることができる。

- 4 第2項の規定による条件の付加に係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。

(許可の有効期間)

第15条 許可の有効期間は、次の各号に掲げる漁業の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期間とする。ただし、前条第1項(第1号を除く。)の規定によって許可をした場合は、従前の許可の残存期間とする。

- (1) 法第57条第1項の農林水産省令で定める漁業及び第4条第1項第1号から第28号までに掲げる漁業 3年

- (2) 第4条第1項第29号に掲げる漁業 1年

- 2 知事は、漁業調整のため必要な限度において、海区漁業調整委員会の意見を聴いて、前項の期間より短い期間を定めることができる。

(休業による許可の取消し)

第20条 知事は、許可を受けた者がその許可を受けた日から6月間又は引き続き1年間休業したときは、海区漁業調整委員会の意見を聴いて、その許可を取り消すことができる。

(適格性の喪失等による許可等の取消し等)

第22条 知事は、許可又は起業の認可を受けた者が第9条第1項第2号又は第10条第1項各号のいずれかに該当することとなったときは、海区漁業調整委員会の意見を聴いて、当該許可又は起業の認可を取り消さなければならない。

- 2 知事は、許可又は起業の認可を受けた者が漁業に関する法令の規定に違反したときは、海区漁業調整委員会の意見を聴いて、当該許可又は起業の認可を変更し、取り消し、又はその効力の停止を命ずることができる。

(漁業調整等の必要による許可等の取消し等)

第23条 知事は、漁業調整その他公益上必要があると認めるときは、海区漁業調整委員会の意見を聴いて、許可又は起業の認可を変更し、取り消し、又はその効力の停止を命ずることができる。

3 香川海区漁業調整委員会事務局の設置及び組織に関する規程

(昭和 47 年 6 月 29 日海区漁業調整委員会規程第 1 号)

(趣旨)

第 1 条 この規程は、漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 136 条の規定により設置された香川海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）の事務を処理するための事務局の設置及び組織に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第 2 条 香川海区漁業調整委員会事務局（以下「事務局」という。）を高松市番町 4 丁目 1 番 10 号に置く。

(所掌事務)

第 3 条 事務局の所掌事務は、次のとおりとする。

(1) 庶務に関する事項

- ア 職員の人事及び服務に関すること。
- イ 公印及び文書に関すること。
- ウ 委員会の会議に関すること。
- エ その他次号に掲げる事項に属しない事項に関すること。

(2) 調整等に関する事項

- ア 漁場計画に関すること。
- イ 委員会の指示及び裁定に関すること。
- ウ 許可漁業等の入会調整に関すること。
- エ 漁業に関する資料の収集に関すること。
- オ 海面利用協議会に関すること。

(職員等)

第 4 条 事務局に事務局長（以下「局長」という。）のほか、事務局次長（以下「次長」という。）、副主幹、主任並びに主任主事、主任技師、主事及び技師（以下「主任主事等」という。）その他の職員を置く。

- 2 局長、次長、副主幹、主任及び主任主事等は、書記をもって充てる。
- 3 局長は、委員会の指揮を受けて、事務局の事務を掌理し、職員を指揮監督する。
- 4 次長は、局長を補佐する。
- 5 副主幹及び主任は、上司の命を受けて、事務を処理する。
- 6 主任主事等及びその他の職員は、上司の命を受けて、事務に従事する。

(局長の専決事項)

第 5 条 局長は、次の事項を専決することができる。

- (1) 職員の事務分掌に関すること。
- (2) 職員の時間外勤務に関すること。
- (3) 職員の旅行（局長の県外旅行を除く。）命令に関すること。
- (4) 職員の通勤手当の額の決定に関すること（特別急行列車等利用実績票及び高速艇利用実績票に係るものに限る。）。
- (5) 職員の休暇の承認等その他服務上の承認又は許可（職務専念義務の免除及び営利企業への従

事等の許可を除く。) に関する事。

- (6) 行政文書の公開に関する事(行政文書の公開の請求に対する決定又は不作為についての審査請求の裁決に関する事を除く。)
- (7) 個人情報の開示請求、訂正請求及び利用停止請求に対する決定をすること。
- (8) 個人情報の開示請求、訂正請求及び利用停止請求に対する決定期間を延長すること。
- (9) 個人情報の取扱いに関する苦情の処理をすること。
- (10) その他軽易な事案の処理に関する事。

(代決)

第6条 局長が不在のときは、次長が局長の専決事項を代決することができる。

- 2 次長は、代決した事項のうち重要と認められるものについては、速やかに、局長に報告しなければならない。

(補則)

第7条 この規程に定めるもののほか、事務処理及び職員の服務については、知事部局の例による。

附 則

この規程は、昭和47年6月29日から施行する。

附 則(昭和47年9月25日海区漁業調整委員会規程第2号)

この規程は、昭和47年9月25日から施行する。

附 則(昭和49年3月30日海区漁業調整委員会規程第1号)

この規程は、昭和49年4月1日から施行する。

附 則(昭和50年5月31日海区漁業調整委員会規程第1号)

この規程は、昭和50年6月1日から施行する。

附 則(昭和60年5月31日海区漁業調整委員会規程第1号)

この規程は、昭和60年6月1日から施行する。

附 則(昭和62年3月10日海区漁業調整委員会規程第1号抄)

(施行期日)

- 1 この規程は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則(平成5年3月31日海区漁業調整委員会規程第1号)

この規程は、平成5年4月1日から施行する。

附 則(平成11年8月6日海区漁業調整委員会規程第1号抄)

(施行期日)

- 1 この規程は、平成11年10月1日から施行する。

附 則(平成12年9月22日海区漁業調整委員会規程第1号抄)

(施行期日)

- 1 この規程は、平成12年10月1日から施行する。

附 則(平成17年8月23日海区漁業調整委員会規程第2号)

この規程は、公布の日から施行する。

附 則(平成18年3月31日海区漁業調整委員会規程第1号)

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成19年3月30日海区漁業調整委員会規程第1号)

この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年 3 月 31 日海区漁業調整委員会規程第 1 号）

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年 12 月 28 日海区漁業調整委員会規程第 2 号）

この規程は、平成 29 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年 11 月 27 日海区漁業調整委員会規程第 1 号）

この規程は、令和 2 年 12 月 1 日から施行する。

4 香川海区漁業調整委員会運営規程

（趣旨）

第 1 条 香川海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）の運営に関しては、法令に別段の定めがあるもののほか、この規程の定めるところによる。

（会長等の任期）

第 2 条 会長及び漁業法施行令（昭和 25 年政令第 30 号）第 13 条第 2 項に定める委員の任期は、委員の任期による。

（委員会の招集）

第 3 条 委員の三分の一以上が議案を示して委員会の開催を請求したときは、会長は、その請求のあった日から 10 日以内に委員会を招集しなければならない。

2 委員会の会議を招集しようとするときは、会長は、あらかじめ議事事項並びに委員会の日時及び場所を公衆の見易い方法によって公示するとともに委員に通知しなければならない。

3 委員は、会長が適当と認める情報通信機器を活用して会議に出席することができる。

（議長）

第 4 条 会議の議長には、会長があたる。

（発言）

第 5 条 委員から発言を求めたときは、その要求の順序によって会長がこれを許可する。

（議決）

第 6 条 委員会の会議では、あらかじめ通知した事項に限って議決するものとする。ただし、委員会において緊急の必要があると認めた事項についてはこの限りでない。

（議事録）

第 7 条 委員会の議事録には、次の事項を記載する。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 出席委員の氏名
- (3) 議事事項
- (4) 議決の結果
- (5) その他重要な事項

2 議事録は、会長及び会長の指名する出席委員 2 人以上がこれに署名するものとする。

3 委員会は、第 1 項の議事録をインターネットの利用その他の適切な方法により公表する。

（規程の改正）

第 8 条 この規程の改正は、委員会の議決によって行う。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、議事の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規程は、昭和37年10月31日から施行する。

附 則

この規程は、平成4年9月4日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年3月11日から施行する。

5 意見の聴取に関する手続規程

(趣旨)

第1条 海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）が行う漁業法（昭和24年法律第267号。以下「法」という。）第86条第1項（免許後に条件を付ける場合に限る。）、第89条第1項、第92条第1項及び第2項並びに第93条第1項（これらの規定を法第88条第4項（同条第5項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）、第116条第2項及び第3項並びに第177条第14項において準用する同条第6項の規定による処分に係る意見の聴取の手続については、法及び漁業法施行令（昭和25年政令第30号。以下「令」という。）に定めるもののほか、この規定に定めるところによる。

(開催の決定)

第2条 委員会において、意見の聴取を行おうとするときは、あらかじめその決議をしなければならない。

(会議上の拘束)

第3条 委員会は、意見の聴取においては討論及び表決を行わない。

(期日及び案件の公示)

第4条 委員会は、意見の聴取を行おうとするときは、意見の聴取を行うべき期日の2週間前までに、令第9条第1項において準用する行政手続法（平成5年法律第88号）第15条第1項第1号から第3号までに掲げる事項を公示する。

2 前項の公示は次に掲げる方法による。

- 一 都道府県の公報に掲載
- 二 委員会の事務所の掲示場に掲示

(意見の聴取の期日の変更)

第5条 委員会が意見の聴取のための通知をした場合において、当事者は、やむを得ない理由があるときは、委員会に対し、意見の聴取の期日の変更を申し立てることができる。

2 委員会は、前項の申立てにより又は職権で、意見の聴取の期日を変更することができる。

3 委員会は、前項の規定により意見の聴取の期日を変更したときは、速やかに、その旨を当事者及び参加人（意見の聴取の期日を変更した時までに令第9条第1項において準用する行政手続法第17条第1項の規定による求めを受諾し、又は同項の許可を受けている者に限る。）に通知しなければならない。

(意見の聴取の期日における審理の方式)

第6条 委員会は、意見の聴取の期日に出頭した者が当該事案の範囲を超えて弁明するときその他議事を整理するためにやむを得ないと認めるときは、その者に対し、弁明を制限することができる。

2 委員会は、前項に規定する場合のほか、意見の聴取の審理を妨害し、又はその秩序を乱す者に対し退場を命ずることその他意見の聴取の審理の秩序を維持するために必要な措置を講ずることができる。

(参加人の参加許可の手続)

第7条 令第9条第1項において準用する行政手続法第17条第1項の規定による許可の申請は、意見の聴取の期日の10日前までに、申請者の氏名及び住所並びに当該意見の聴取に係る処分につき利害関係を有することを疎明する資料を提出してするものとする。

(補佐人の出頭許可の手続)

第8条 令第9条第1項において準用する行政手続法第20条第3項の規定による許可の申請は、意見の聴取の期日の10日前までに、補佐人の氏名及び住所、補佐人と当事者又は参加人との関係並びに補佐人が補佐する事項を記載した書面を提出してするものとする。

2 意見の聴取の審理における補佐人の弁明については、当該当事者又は参加人がこれを直ちに取消さないときは、当該当事者又は参加人が自ら弁明したものとみなす。

(陳述書の記載事項)

第9条 令第9条第1項において準用する行政手続法第21条第1項に規定する陳述書には、提出する者の氏名及び住所、意見の聴取の件名並びに陳述書に係る事案についての意見を記載するものとする。

(意見の聴取の調書及び報告書の記載事項)

第10条 令第9条第1項において準用する行政手続法第24条第1項に規定する調書には、次に掲げる事項（意見の聴取の期日における審理が行われなかった場合においては、第3号に掲げる事項を除く。）を記載するものとする。

- 一 意見の聴取の件名
- 二 意見の聴取の期日及び場所
- 三 意見の聴取の期日に出頭した当事者及び参加人並びにこれらの者の代理人及び補佐人（以下この項において「当事者等」という。）の氏名及び住所
- 四 意見の聴取の期日に出頭しなかった当事者等の氏名及び住所並びに当該当事者等が出頭しなかったことについての正当な理由の有無
- 五 当事者等の弁明の要旨（提出された陳述書における弁明を含む。）
- 六 提出された証拠の標目
- 七 その他参考となるべき事項

2 意見の聴取の調書には、書面、図面、写真その他委員会が適当と認めるものを添付して調書の一部とすることができる。

3 令第9条第1項において準用する行政手続法第24条第3項に規定する報告書には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 処分の原因となる事実に対する当事者及び当該不利益処分がされた場合に自己の利益を害されることとなる参加人の主張
- 二 前号の主張に理由があるか否かについての委員会の意見

三 前号の意見についての理由

(意見の聴取の調書及び報告書の閲覧の手続)

第11条 令第9条第1項において準用する行政手続法第24条第4項の規定による閲覧の請求は、当事者又は参加人の氏名及び住所並びに閲覧をしようとする意見の聴取の調書又は報告書の件名を記載した書面を提出してするものとする。

2 委員会は、意見の聴取の調書又は報告書の閲覧を認めたときは、その場で閲覧させる場合を除き、閲覧の日時及び場所を当該当事者又は参加人に通知するものとする。

(意見の聴取の再開)

第12条 委員会は、意見の聴取の終結後に生じた事情に鑑み必要があると認めるときは意見の聴取を再開することができる。令第9条第1項において準用する行政手続法第22条第2項本文及び第3項の規定は、この場合について準用する。

附 則

この規程は、平成7年1月17日から施行する。

附 則

この規程は、平成12年3月24日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年3月11日から施行する。

6 岡山・香川連合海区漁業調整委員会事務規程

(所掌事務)

第1条 岡山・香川連合海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）は、漁業法その他法令に定めるところにより、岡山海区と香川海区の2海区区域にまたがる漁業に関する事項を処理する。

(事務所所在地)

第2条 委員会の事務所は、会長の属する海区漁業調整委員会内に置く。

(委員会)

第3条 委員会は、委員をもって組織する。

2 委員は、岡山海区及び香川海区の両海区漁業調整委員会の中から、その定めるところにより選出された各10名の委員をもって充てる。

3 委員会に書記若干名を置く。

4 書記は、会長がこれを任免する。

第4条 委員会に会長及び会長代理を置く。会長及び会長代理は、委員が互選し決定する。

2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 会長に事故あるときは、会長代理がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、会長が招集する。会長に事故あるときは、会長代理が招集する。

2 委員の3分の1以上が議案を示して委員会の開催を請求したときは、会長はその請求があった日から7日以内に、委員会の会議を招集しなければならない。

3 委員会の会議を招集しようとするときは、会長はあらかじめ議事事項並びに委員会の日時及び場所を委員に通知するとともに、公衆の見やすい方法によって公示しなければならない。

4 委員は、会長が適当と認める情報通信機器を活用して会議に出席することができる。

第6条 委員会は、定員の過半数に当たる委員が出席しなければ会議を開くことができない。

2 議事は、法令で定める場合を除くほか、出席委員の過半数をもってこれを決定する。可否同数の時は、会長がこれを決定する。

第7条 委員会の議事は、第5条第3項によって公示した事項に限って決議するものとする。ただし、委員会において緊急の必要があると認めた事項は、この限りではない。

第8条 委員は、議題について自由に質疑し、又は意見を述べることができる。

2 委員が発言を求めたときは、その要求の順序によって、会長はこれを許可しなければならない。

第9条 委員は、自己又は同居の親族もしくはその配偶者に関する事項については議事に参与することができない。ただし、委員会において承認したときは会議に出席し、発言することができる。

第10条 会長は、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 委員会の日時及び場所
- (2) 出席委員の氏名
- (3) 議事事項
- (4) 議事の要領
- (5) 議決の結果
- (6) その他重要な事項

第11条 議事録は、会長及び会長が指名する出席委員2名以上がこれに署名しなければならない。

第12条 岡山海区漁業調整委員会及び香川海区漁業調整委員会は、第10条の議事録をインターネットの利用その他の適切な方法により公表する。

(規程の改正)

第13条 この規程の改正は、委員会の議決により行う。

(雑則)

第14条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は漁業法を適用する。漁業法に規定のない事項は、会長が定める。

附 則 この規程は、昭和38年5月7日から施行する。

附 則 この規程は、令和4年2月16日から施行する。

7 愛媛・香川連合海区漁業調整委員会事務規程

(所掌事務)

第1条 愛媛・香川連合海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）は、漁業法その他法令の定めるところにより、愛媛海区、香川海区の2海区の区域にまたがる漁業に関する事項を処理する。

(事務所所在地)

第2条 委員会の事務所は、会長の属する海区漁業調整委員会内に置く。

(委員会)

第3条 委員会は、委員をもって組織する。

2. 委員は、愛媛海区及び香川海区の両海区漁業調整委員会の中から、その定めるところにより選出された各6名の委員をもって充てる。
3. 委員会に書記若干名をおく。
4. 書記は、会長がこれを任免する。

第4条 委員会に会長及び会長代理を置く。会長及び会長代理は、委員が互選し決定する。

2. 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。
3. 会長に事故あるときは、会長代理が職務を代理する。

(会 議)

第5条 委員会の会議は、会長が招集する。会長に事故あるときは、会長代理が招集する。

2. 委員の三分の一以上が議案を示して委員会の開催を請求したときは、会長はその請求があった日から7日以内に委員会の会議を招集しなければならない。
3. 委員会の会議を招集しようとするときは、会長はあらかじめ議事事項ならびに委員会の日時及び場所を委員に通知するとともに、公衆の見易い方法によって公示しなければならない。
4. 委員は、会長が適当と認める情報通信機器を活用して会議に出席することができる。

第6条 委員会は、定員の過半数にあたる委員が出席しなければ、会議を開くことができない。

2. 議事は、法令で定める場合を除くのほか、出席委員の過半数をもってこれを決定する。可否同数のときは、会長がこれを決定する。

第7条 委員会の議事は、第5条第3項によって公示した事項に限って議決するものとする。ただし、委員会において緊急の必要があると認めた事項は、この限りでない。

第8条 委員は議題について、自由に質疑しまたは意見を述べることができる。

2. 委員が発言を求めたときは、その要求の順序によって会長はこれを許可しなければならない。

第9条 委員は、自己または同居の親族若しくは、その配偶者に関する事項については、議事に参与することができない。ただし、委員会において承認したときは、会議に出席し、発言することができる。

第10条 会長は、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

1. 委員会の日時及び場所
2. 出席委員の氏名
3. 議事事項
4. 議事の要領
5. 議決の結果
6. その他重要事項

第11条 議事録は、会長及び会長が指名する出席委員2人以上がこれに署名しなければならない。

第12条 愛媛海区漁業調整委員会及び香川海区漁業調整委員会は、第10条の議事録をインターネットの利用その他の適切な方法により公表する。

(規程の改正)

第13条 この規程の改正は、委員会の議決により行う。

(雑則)

第14条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、漁業法を適用する。漁業法に規定のない事項は、会長が定める。

附 則

この規程は、昭和38年3月26日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年2月17日から施行する。

8 広島・香川連合海区漁業調整委員会規程

(所掌事項)

第1条 広島・香川連合海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）は、漁業法その他法令の定めるところにより、広島海区と香川海区との2海区の区域にまたがる漁業に関する事項を処理する。

(事務所の所在地)

第2条 委員会の事務所は、会長の所属する海区漁業調整委員会内に置く。

(委員会)

第3条 委員会は、委員をもって組織する。

2 委員は、広島海区及び香川海区の両海区漁業調整委員会委員の中から選出された各6人の委員をもってあてる。

第4条 委員会に会長及び会長代理を置く。

2 会長及び会長代理は、委員が互選する。

3 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 会長に事故あるときは、会長代理がその職務を代理する。

第5条 委員会に書記若干名を置く。

2 書記は、会長の所属する海区漁業調整委員会の書記をあて、会長がこれを任免する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。ただし、招集者が決定しないときは、広島及び香川の両県知事が協議して招集することができる。

2 委員の3分の1以上が議案を示して会議の開催を請求したときは、会長は、その請求のあった日から7日以内に会議を招集しなければならない。

3 会長は、会議を招集しようとするときは、7日前までに議事事項並びに会議の日時及び場所を委員に通知するとともに、適当な場所に公示しなければならない。ただし、急施を要する場合は、この限りでない。

4 委員は、会長が適当と認める情報通信機器を活用して会議に出席することができる。

第7条 委員会は、定員の過半数にあたる委員が出席しなければ会議を開くことができない。

2 議事は、法令で定めるものを除くほか、出席委員の過半数で決する。可否同数のときは、会長の決するところによる。

3 会議は、公開する。

第8条 会議の議事は、第6条第3項の規定にもとづいて公示した事項に限って議決するものとする。ただし、委員会において緊急の必要があると認めた事項については、この限りでない。

第9条 委員は、議事について自由に質疑し、または意見を述べることができる。

2 会長は、委員からの発言の要求があったときは、その要求の順序によって、これを許可しなければならない。

第10条 委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、議事にあずかることができない。ただし、委員会の承認があったときは、会議に出席し、発言をすることができる。

第11条 会長は、つぎの事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 委員会の日時及び場所
- (2) 出席委員の氏名
- (3) 議事事項
- (4) 議事の要領
- (5) 議決の結果
- (6) その他重要な事項

第12条 議事録は、会長及び会長が指名した出席委員2人以上がこれに署名しなければならない。

第13条 広島海区漁業調整委員会及び香川海区漁業調整委員会は、第11条の議事録をインターネットの利用その他の適切な方法により公表する。

(公聴会)

第14条 委員会は、公聴会を開催しようとするときは、第6条第3項の規定を準用する。

(規程の改正)

第15条 この規程の改正は、会議の議決によって行う。

(雑則)

第16条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附則 (制定)

この規程は、昭和40年4月5日から施行する。

附則 (改正)

この規程は、昭和45年3月12日から施行する。

附則 (改正)

この規程は、令和4年2月10日から施行する。